

**赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金・九州（ボラサポ・九州）」
被災地住民支え合い活動助成
令和4年度応募要項**

1 助成対象

(1) 対象団体と実施地域

[対象団体]

下記地域において、地元住民のグループ等による支え合い活動を行う住民団体やボランティアグループ、NPO法人、社会福祉協議会等であって、熊本県内の住民複数名で構成されている非営利団体

[実施地域]

県内全域

(2) 助成対象活動（事業を地域と広域の2種類に区分する）

上記実施地域内において令和4年4月から令和5年3月末までに実施する、熊本地震及び熊本豪雨災害被災者への助け合い活動、支援活動を対象とする。

なお、熊本市内で行われる被災者同士の助け合い活動を重点対象活動とする。

① 熊本地震及び熊本豪雨災害の被災者で、今も仮設住宅（みなし仮設住宅含む）等で避難生活を送っている人々や災害公営住宅など新たな住まいに入居した人々の助け合い活動、つながりづくり等支援活動やコロナ禍におけるITなどを活用したコミュニティづくりなどの活動などを対象とする。「別紙1-I」を参照。

② 助成決定後の活動に要する費用であること。応募額は千円未満切り捨て。

(3) 助成区分

ア（地域助成）

1 団体の同一市町村内1事業についての限度額は30万円とする。ただし、活動内容等により熊本県共同募金会が認めた場合は50万円を上限額とする。

イ（広域助成）

1 団体の2市町村以上における1事業についての限度額は50万円とする。ただし、活動内容等により熊本県共同募金会が認めた場合は100万円を上限とする。

※団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと、また、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と関わりがないことを条件とする。

(4) 助成対象費用

活動資材、消耗品費等購入費、備品費、会議費、研修費、謝金、電話等通信費、水道光熱費、印刷費、サロン等の飲食費、運搬費、交通費、ガソリン代、保険料等を対象とする。

対象費用例、各費目の上限額、対象外経費は、「別紙1-II~IV」を参照。

2 助成総額

令和4年度は2,400万円

3 応募の受付時期と決定時期

応募受付期間：令和4年7月20日（水）から令和4年8月26日（金）まで

決定時期： 9月末までに決定

※ただし、助成総額に達した時点で受付を終了する。

4 応募方法

「活動助成応募書」様式1、「事業実施予算書」様式2に必要事項を記入の上、市町村共同募金委員会・支会・分会または熊本県共同募金会へ提出する。

※活動先・居住地もしくはこれまで関わったことのある最寄りの市町村共同募金委員会・支会・分会。

※上記応募先がわからない場合には、熊本県共同募金会へ照会すること。

5 選考・交付

(1) 選考にあたって重視する点

- ① 住民同士の支え合いをサポートする活動であること。
- ② さまざまな人たちの参加と協力が得られていること。
- ③ 実施する活動の目的が明確になっており、メンバーで共有できていること。

(2) 要件

- ① 活動について、他団体及び市町村共同募金委員会・支会・分会が実態を確認できること。
- ② 団体の代表と会計の担当が決まっており、活動を実施・報告できる体制が整っていること。

(3) 助成決定

- ① 他団体及び市町村共同募金委員会・支会・分会が実態を確認し、熊本県共同募金会に推薦する。
- ② 他団体及び市町村共同募金委員会・支会・分会から推薦されたものを熊本県共同募金会において審査し、助成を決定する。
ただし、審査により助成額が減額される場合もある。
- ③ 審査結果は、市町村共同募金委員会・支会・分会に通知する。

(4) 助成金の交付

- ① 助成決定後、10日以内に、助成金の全額を送金する。
- ② 助成団体は活動終了後、1ヵ月以内に、「活動報告書」様式3、「事業実施精算報告書」様式4に必要事項を記入の上、市町村共同募金委員会・支会・分会に報告する。

6 照会先

[照会先]

社会福祉法人熊本県共同募金会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内

TEL096-354-3993 FAX096-353-4566

ホームページ <http://www.akaihane-kumamoto.jp/>